

福祉情報

心の健康相談

▼内容 心の相談、精神保健・福祉・医療・社会復帰に関すること、アルコール・ひきこもり、など

▼相談日・相談担当者
保健師による相談日
(保健福祉相談)

2月10日(水)
専門医による相談日

2月25日(木)

▼時間 13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所

※予約制 面接相談

▼問い合わせ先

中部保健所(白杵市)

☎62-9171

津久見ふれ愛教室

生け花教室

▼日時 2月20日(土)

10時～12時

▼場所 地域活動支援センター

あゆみ(千怒広浦)

※材料費 300円

フットサル教室

▼日時 2月13日(土)

10時～12時

▼場所 津久見市民体育館

※どなたでも参加できます。

▼申込・問い合わせ先

福祉事務所 ☎82-9519

平成22年4月から

肝臓機能障害による
身体障害者手帳が
交付されます

▼対象者 ①認定基準に該当する肝臓機能障害のある方

②肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

▼手続き 申請書、診断書、写真(たて4cm×横3cm)を福祉

事務所に提出してください。
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限り

ます。

▼詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関等については、福祉事務所 ☎82-9519までお問い合わせください。

高齢者の尊厳と権利を守りましょう!

このような行為は虐待になります。

高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者(65歳以上)の虐待とは、家族などの養護者(介護者)または要介護施設従事者などによる下記の行為をいいます。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる等 ● ベッドにしばりつけたり、薬を過剰に与える等
介護・世話の放棄、放任	<ul style="list-style-type: none"> ● 空腹、脱水、低栄養状態のままにする等 ● オムツなどを放置する。劣悪な状態のなかに放置する等
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 排泄などの失敗に対して恥をかかせる等 ● 子ども扱いにする。怒鳴る。ののしる。悪口をいう等
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 懲罰的に下半身を裸にして放置する等 ● キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人のお金を必要な額渡さない、使わせない等 ● 本人の年金、預貯金などを本人の了解無く使用する等

ご相談は「津久見市地域包括支援センター社協」☎82-4124
または「津久見市福祉事務所」☎82-9519までご連絡ください。

